

農地情報公開システム
データ移行支援に係る
フェーズ2 移行用 CSV ファイル作成ガイドライン

第 2.00 版

令和 2 年 6 月 26 日

全国農業会議所

目次

1	はじめに	4
1 - 1	ガイドラインの目的	4
2	フェーズ2移行用 CSV ファイル作成作業について	5
2 - 1	作業範囲と前提条件	5
3	フェーズ2移行用 CSV ファイルのデータ仕様について	7
3 - 1	農地データの仕様等	7
3 - 2	個人データの仕様等	14
3 - 3	経営体データの仕様等	14
3 - 4	その他の留意点	15
4	報告書について	17
4 - 1	報告書の注意点	17
5	Q&A集	19

別紙一覧

別紙 1_農業委員会等コード一覧表

別紙 2_フェーズ 2 移行用ファイルレイアウト

農地台帳情報（農地データ）の仕様

別紙 3_フェーズ 2 移行用ファイルレイアウト

農地台帳情報（個人データ）の仕様

別紙 4_フェーズ 2 移行用ファイルレイアウト

農地台帳情報（世帯・法人データ）の仕様

別紙 5_論理チェック（解消必須なエラーチェック）仕様

別紙 6_論理チェック（移行後に修正可能なエラーチェック）仕様

別紙 7_【様式】変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書

別紙 8_【様式】レイアウト設定及びコード変換仕様書（エラー解消仕様含む）

別紙 9_【様式】フェーズ 2 移行用 CSV ファイル作成報告書

別紙 10_【様式】データ移行作業実施報告書

1 はじめに

1 - 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、農地情報公開システムの台帳情報更新の意向を有する農業委員会等により選定された変換業者（台帳業者等）が台帳情報更新に係る作業を円滑に行えるよう、データの仕様や作業上の技術的な留意点について定義するものである。

農地情報公開システムでは農業委員会等は統一されたレイアウトで農地台帳情報を整備する必要がある。このため、農業委員会等で利用している農地台帳システムから農地情報公開システムに移行を行う統一的なデータの仕様である「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」の定義に従い、移行用 CSV ファイルを準備する必要がある。変換業者は、本ガイドラインおよび各種フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトの定義に従い、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成し、農業委員会等へ納品を行う。

表 1 - 1 台帳更新に係る作業一覧

No	作業	作業内容
1	作業計画の策定、および対象データの受領作業	変換を行うデータについて農業委員会等にヒアリングを行い、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成する計画を立てる。また、作成に必要な変換前全項目 CSV ファイル（「農地データ」「個人データ」「世帯・法人データ」）を農業委員会等より受領する。
2	レイアウト変換作業	「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」の定義に従い、農業委員会等より入手した変換前全項目 CSV ファイルより「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成する。

2 フェーズ2移行用 CSV ファイル作成作業について

2-1 作業範囲と前提条件

本業務における作業範囲と前提条件を以下とする。

■作業計画の策定および対象データの受領作業

農地情報公開システムにて取り扱うデータは「農地台帳の管理項目における記録の仕方」に基づく法定項目及び任意項目であり、「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」で定義している。本作業では農業委員会等にヒアリングを行い、全体のスケジュールやレイアウト設定及びコード変換について協議を行い、成果物の内容について確定および合意を行う。

また、データについては農業委員会等ごとに受領・変換を行う。ただし、以下の点に留意すること。

・市町村に複数の農業委員会が設置されている場合で、複数の農業委員会を統合し市町村管内で集約したデータ管理を行う場合は市町村単位で受領・変換を行う。

・地区単位（字）等、分割しての移行はできない。

・「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」に定義されていない項目（受付情報、総会の議決内容、農地履歴、法令業務以外の自治業務に関する項目など）は移行対象外である。

■レイアウト変換作業

1) レイアウト変換とは

レイアウト変換とは、農地台帳システムから出力した「変換前全項目 CSV ファイル」、または、「変換前全項目 CSV ファイル」に該当するデータを、フェーズ2移行用ファイルレイアウトで定義された標準項目、標準コード、ファイル仕様等に即した形式に変換し、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成することである。

2) 作業範囲

- a. 農業委員会等より農地台帳システムから出力した「変換前全項目 CSV ファイル」または、「変換前全項目 CSV ファイル」に該当するデータを台帳システム業者が受領する。
- b. 「3. フェーズ2移行用 CSV ファイルのデータ仕様について」に示す仕様に基づき、変換業者が「フェーズ2移行用 CSV ファイル」（農地、個人、世帯・法人の計3ファイル）を作成する。
- c. 「解消が必須のエラー」については、変換業者が農業委員会等と協議の上、解消を行う。

- d. 変換業者が変換結果を変換前のデータと比較し、欠落・差異がないか検査する。
- e. 変換業者は解消任意のエラーについても、農業委員会等と協議を行い、極力解消するよう努める。解消が難しい場合、「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」のリスト表を作成する。
- f. 変換業者が各農業委員会等へリスト表及び「フェーズ2移行用 CSV ファイル」及び各種報告書を納品する。なお、個人情報を含むファイルであるため、LGWAN 回線またはセキュリティの担保された運搬方法による納品を行うこと。

<納品物>

- ・変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書
- ・レイアウト設定およびコード変換仕様書（エラー解消仕様含む）
- ・フェーズ2移行用 CSV ファイル作成報告書
- ・フェーズ2移行用 CSV ファイル（農地、個人、世帯・法人） 一式

3 フェーズ2移行用 CSV ファイルのデータ仕様について

「フェーズ2移行用 CSV ファイル」は「農地データ」「個人データ」「世帯・法人データ」の3ファイルで構成される。各ファイルのデータ仕様を本章にて示す。

3 - 1 農地データの仕様等

農地データの CSV ファイルレイアウトを「別紙2_農地台帳情報（農地データ）の仕様」に示す。

1) 市町村コードの留意点

農地データで使用する市町村コードは、最新の市町村コードを付与し、以下の点に留意すること。

- 全国地方公共団体コード仕様に定義されている6桁の数字を付与すること。
（7桁の農業委員会等コードは付与しない。）
- 仮に現在の農地台帳システムで市町村コードを付与せず運用している場合でも、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」の各データへ市町村コードを付与すること（未入力の場合、データ移行ツールのレイアウトチェックにより「解消が必須のエラー（必須チェックエラー）」として検出される）。
- 政令指定都市の市区の農地については、地図との一括管理を考慮し、区コードではなく市統一のコードを設定すること。

2) 市町村名の留意点

- 市町村名に都道府県名を出力しないこと。
正：〇〇市、誤：△△県〇〇市
- 町村の場合、必要であれば町村名に郡名を出力すること。（出力することにより、要約書等の表示・印刷時に郡名が表示される。）

3) 大字・小字コードの留意点

農地、農家及び法人の住所に使用する大字・小字コードは、最新の大字・小字コードを付与すること。過去に市町村合併や市街化区域編入等により大字・小字コードを変更していながらも、現在の農地台帳システムで変更を行っていない場合は、原則として移行前に名称と大字・小字コードを変更すること。

今までの運用において、市町村課税部局と共有したコード体系になっていない場合も、農地法改正により年1回以上の照合義務があることを踏まえ共有化を行い、両者の突合エラーの発生を抑止すること

4) 大字名の留意点

大字名に市町村名を出力しないこと。大字名には必ず大字名を出力すること。区名のみは許容しない。

政令市の場合、可能な限り大字名に区名を追加し出力すること（出力することにより、条件検索のときに区ごとにまとまり、検索結果が見やすくなる。また、要約書等の表示・印刷時に区名が表示される。）

5) 小字名の留意点

小字名に大字名を出力しないこと。必要であれば、小字名の先頭に大字名を付ける。（出力することにより、要約書等の表示・印刷時に字が表示され、大字と小字がわかりやすくなる。）

6) 地番の留意点

現在の農地台帳システムで公共転用等に伴う分筆等の処理を行っていない筆が存在する場合は、農地情報公開システムで農地地図情報と突合せさせるために、原則としてデータ移行前に農地台帳の分割を実施しておくこと。その際、法務局に登録せず分割する筆に対しては、農地の所在を示す管理地番を登録すること。

管理地番の入力に際し、枝番、孫番、曾孫番、玄孫番がない場合は0を出力するのではなく NULL とする。

地番（大字コード、小字コード、本番区分、本番、枝番区分、枝番、孫番区分、孫番、曾孫番区分、曾孫番、玄孫番区分、玄孫番、区分）で重複した農地データが存在する場合、農地台帳の農地データが農地地図情報と紐づかなくなり、「地番重複エラー」、「地図余りエラー」、「台帳余りエラー」となってしまうため、同一地番が重複する農地データの管理は原則認めない。移行用のデータの作成時点で、可能な限り地番重複を解消した状態で移行を行うこと。

本番区分、枝番区分などは、「甲」や「乙」等の漢字やカタカナ表記の地番を登録する項目であり、「番地」や「-」等の区切り文字を登録する項目ではないため、留意すること。なお、各農業委員会等利用システム上では、地番は以下のように組み合わせて表記される。

[本番区分][本番]-[枝番区分][枝番]-[孫番区分][孫番]-[曾孫番区分][曾孫番]-[玄孫番区分][玄孫番]([区分])

例：甲 100-1--1(A)

7) 内地番と仮地番管理の留意点

一筆農地内で宅地・山林等の非農地が混在した土地や、一筆農地を貸付分割した区画等に対しては、農地台帳の管理において、分割して各々面積等を登録する必要があるため、内地番管理を行う。この場合、一筆農地情報を分割し土地の所在項目の「区分」に任意な番号を「内地番」としてそれぞれ付与し、双方の情報を管理すること。

地籍調査実施中のため法務局の登記が行われていない区画や、地番が付番されていない河川敷等で耕作している区画等に対しても、農地台帳の管理において、一意に管理する必要があるため、仮地番管理を行う。この場合、農業委員会等が運用している定義に従って「仮地番」として任意に番号を付与すること。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	～	区分
012345	〇〇市						100		～	



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	～	区分
012345	〇〇市						100		～	1
012345	〇〇市						100		～	2

なお、現況分割が行われていない農地については、「区分」は空欄としておくこと。

8) 大字なしの扱いについて

- ① 大字・小字ともがない場合は、大字コード「99999999」、大字名「大字等なし」を設定する。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市						100		
012345	〇〇市						200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				100		
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				200		10

- ② 大字はないが小字はある場合は、大字コード「90000000+小字コード」、大字名「小字名+ (字)」を設定し、小字コードと小字名は「NULL」とする。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市			1	□□		100		
012345	〇〇市			100	△△		200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	90000001	□□ (字)				100		
012345	〇〇市	90000100	△△ (字)				200		10

9) 農家の経営面積の集計における留意点

農地台帳における農家の経営面積は、原則として土地登記簿上の面積を記録する。各農業委員会等利用システムにおいては、農家の経営面積を「登記簿面積の内訳」という項目にて集計する仕様のため、「登記簿面積の内訳」に値を設定して移行を行うこと。現況分割が行われている場合は分割後の面積を、行われていない場合は登記簿面積と同等の値を設定すること。

農地台帳（大字名「山の上」100 と 200 が記録されている）

大字 CD	大字名	～	本番区分	本番	枝番区分	～	区分	登記面積	登記簿面積の内訳	現況面積
101	山の上	～		100		～		500	500	500
101	山の上	～		200		～		800	800	800



農地台帳（大字名「山の上」100 のみ、300 m²と 200 m²に内地番で分割した場合）

大字 CD	大字名	～	本番区分	本番	枝番区分	～	区分	登記面積	登記簿面積の内訳	現況面積
101	山の上	～		100		～	1	500	300	300
101	山の上	～		100			2	500	200	200
101	山の上	～		200		～		800	800	800

なお、現況面積についても帳票等で用いるため、原則 0 でない値を設定すること（移行前の農地台帳システムにおいて、登記簿面積と現況面積が同一の場合に値を 0 とするような管理を行っている場合も、登記簿面積の値を明示的に設定しておくこと）。

10) 所有権移転時および貸借契約時の設定方法について

農地データにおける所有者、耕作者、借受人の設定方法について、以下に例示する。

① 農地法第3条等で所有権移転があった場合の設定について

所有者 … 移転後の所有者を設定する

耕作者 … 現在の耕作者（移転後の所有者）を設定する

借受人 … 何も設定しない（0 または空欄）

例) AがBから所有権の移転を受けた場合

所有者	耕作者	適用法等	借受人	転貸適用法等
A	A	設定しない	設定しない	設定しない

② 農地法第3条や基盤強化促進法等で所有者等から農地を借り受けて耕作している場合（二者間契約）の設定について

所有者 … 農地の所有者を設定する

耕作者 … 農地を借り受けて耕作している方を設定する

借受人 … 農地を借り受けて耕作している方を設定する

例) AがBから借り受けて耕作している場合

所有者	耕作者	適用法等	借受人	転貸適用法等
B	A	AとBの契約内容	A	設定しない

③ 農用地集積円滑化団体や農地中間管理機構等（以降、「機構等」とする）による三者間契約の場合の設定について

所有者 … 農地の所有者を設定する

耕作者 … 機構等から農地を借り受けて耕作している方を設定する

借受人 … 機構等を設定する

例) 機構等がAから借り受け、Bが機構等から借り受けて耕作している場合

所有者	耕作者	適用法等	借受人	転貸適用法等
A	B	Aと機構等の契約内容	機構等	機構等とBの契約内容

1 1) 農用地利用配分計画および一括方式による農用地利用集積計画における適用法の設定方法について

農用地利用配分計画、および農地中間管理事業法第 19 条の 2 に定める、一括方式による農用地利用集積計画における適用法の設定方法について、令和 2 年度のシステム改修により、「データ収集・移行ガイドライン_1.00」および「データ移行支援に係るフェーズ 2 移行用 CSV ファイル作成ガイドライン_1.00」より以下のとおり仕様の変更が行われているため、留意すること。

変更前		変更後		
適用法	転貸適用法	種別	適用法	転貸適用法
機構法	機構法	農用地利用配分計画の公告を受けた農地	農地法第 3 条届出または基盤強化促進法利用権	機構法
		一括方式による農用地利用集積計画の公告を受けた農地	基盤強化促進法利用権	基盤強化促進法利用権

1 2) 仮換地の移行について

農地情報公開システムでは、農地台帳は従前地管理を基本とするため、仮換地の情報は備考欄への記載等で対応を行うこと。

1 3) 各農業委員会等利用システムから格納システムへのフィルタについて

以下の a)、b)、c)のいずれかの条件に当てはまる場合、各農業委員会等利用システムから格納システムへのデータの連携は行わない。

a) 当該農業委員会等の地域外の農地である時

b) 農地以外の土地 : 登記地目が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定なし、1 : 田、2 : 畑、3 : 牧場

かつ、現況地目が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定なし、1 : 田、2 : 畑、3 : 樹園地、4 : 採草放牧地、8 : 農業用施設

c) 転用済の農地 : 転用形態が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定無、2 : 一時転用

1 4) 転用適用法・転用形態について

転用の受理または許可を行った農地に対しては、転用適用法および転用形態に適切な値を設定すること。1 3) に記載されているとおり、転用済の農地(転

用形態に0：設定無、2：一時転用 以外の値が設定されているもの) は格納システム・全国農地ナビへの連携の対象外となることに加え、現況地目が農地であっても各農業委員会等利用システムにおける経営面積の集計からも除外される。

3 - 2 個人データの仕様等

個人データの CSV ファイルレイアウトを「別紙 3_農地台帳情報（個人データ）の仕様」に示す。

1) コード定義の考え方

世帯員とは、農地台帳では「原則として住居と生計を共にしている親族」としており、「一時的に住居又は生計を異にしている親族」に対する要件は農地法第 2 条 2 項の規定されているとおりである。これに該当する者は、すべて農地台帳に登載されるため、所管の農業委員会等において一意の番号で管理する必要がある。また、円滑な住民基本台帳との照合作業を容易に行えるコード体系とすることが望ましい。

2) コード使用方法

現在の農地台帳システムにおいて個人のデータは氏名・性別・生年月日・住所で管理し、移行前に所管の農業委員会等において一意であることを担保しておくこと。

3) 世帯員情報の入力留意点

市町村住民課など住民基本台帳を管理している管理部局より農業委員会等へ、世帯員の異動や出生・死亡等の通知を定期的を受けとる仕組みがある場合は、移行前に通知を受けた情報を農地台帳に反映させること。

4) 留意事項

「世帯員及び就業」「世帯員の年間農業従事日数」については、平成 22 年 3 月で改正され、任意項目となっているが、農地の権利移動に関する許認可等に必要となるため、農地情報公開システムでの管理対象としている。

5) 市町村コードの留意点

個人データで使用する市町村コードの留意点は農地データで使用する市町村コードの留意点と同様とする。なお、市町村コードは必須項目となり 0 や NULL を設定することは出来ない。また、他の市町村に居住している者の市町村コードを特定できない場合、各農業委員会等の所在地の市町村コードを設定し、他の市町村に居住していることを明らかにするために、住民区分に「1：非住民」を設定すること。

3 - 3 経営体データの仕様等

世帯・法人データの CSV ファイルレイアウトを「別紙 4_農地台帳情報（世帯・法人データ）の仕様」に示す。

1) コード定義の考え方

農家番号や農地所有適格法人・農地所有適格法人以外の農地台帳の管理方法については、「農地台帳の整備と活用の手引き」（全国農業図書平成 27 年 5 月発行）に記載されているとおりであり、所管の農業委員会等において一意の番号で管理する必要がある。

2) コード使用方法

現在の農地台帳システムにおいて世帯・法人データは名称・住所等で管理し、移行前に所管の農業委員会等において一意であることを担保しておくこと。農事組合コード・所属農協コードも、コードとその名称を所管する範囲において一意であることを担保しておくこと。

3) 世帯・法人情報の入力留意点

世帯・法人データで使用する市町村コードの留意点は農地データで使用する市町村コードの留意点と同様とする。なお、市町村コードは必須項目となり 0 や NULL を設定することは出来ない。また、他の市町村に居住している者の市町村コードを特定できない場合、各農業委員会等の所在地の市町村コードを設定する。

4) 留意事項

法人（農地所有適格法人・一般法人）の構成員であっても、法人経営とは別に個人で耕作の業務を営んでいる場合は、世帯員としても台帳管理を実施すること。

5) 市町村コードの留意点

市町村コードは必須項目となり 0 や NULL を設定することは出来ない。住登外者の市町村コードを特定できない場合、住登内の市町村コードを設定し、住登外であることを特定するには、住民区分で判断する。

3 - 4 その他の留意点

「フェーズ 2 移行用 CSV ファイル」では、農地データ、個人データ、世帯・法人データにおける住所や氏名とコードが、移行対象データ間で整合していません。

はならない。移行対象データ間の整合の確認は、データ移行ツールの論理チェックにより行う。

4 報告書について

変換業者は「フェーズ2移行用CSVファイル」、および各種報告書を作成し、農業委員会等へ納品を行う。「フェーズ2移行用CSVファイル」については下記を留意し、各々の命名規則およびフォルダ構成に従い作成する。

納品方法については、個人情報を含むファイルであるため、LGWAN回線またはセキュリティの担保された運搬方法による納品を行うこと。ただし、データの持ち出しを行わず、「フェーズ2移行用CSVファイル」の作成は現地で行い、報告書のみの納品である場合、この限りではないが、取り扱いには十分に注意すること。

4 - 1 報告書の注意点

報告書については下記に記載する各種別紙の様式に従い作成するものとする。

農業委員会等は変換業者より納品された各種報告書について、全国農業会議所へ報告を行う。

①変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書

■様式：別紙7_【様式】変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書

■命名規則：【農業委員会等コード】_【農業委員会等名称】_変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書_【作成日 (yyyymmdd)】

例：0123456_〇〇農業委員会_変換前全項目 CSV ファイル等収集結果報告書
_20190401

②レイアウト設定及びコード変換仕様書（エラー解消仕様含む）

■様式：別紙8_【様式】レイアウト設定及びコード変換仕様書（エラー解消仕様含む）

■命名規則：【農業委員会等コード】_【農業委員会等名称】_レイアウト設定及びコード変換仕様書_【作成日 (yyyymmdd)】

例：0123456_〇〇農業委員会_レイアウト設定及びコード変換仕様書
_20190401

③フェーズ2移行用CSVファイル作成報告書

■様式：別紙9_【様式】フェーズ2移行用CSVファイル作成報告書

■命名規則：【農業委員会等コード】_【農業委員会等名称】_フェーズ2移行
用CSVファイル作成報告書_【作成日（yyyymmdd）】

例：0123456_〇〇農業委員会_フェーズ2移行用CSVファイル作成報告書
_20190401

④フェーズ2移行用CSVファイル

■命名規則：

農地：【農業委員会等コード】_【作成日（yyyymmdd）】_取込用農地

個人：【農業委員会等コード】_【作成日（yyyymmdd）】_取込用個人

世帯・法人：【農業委員会等コード】_【作成日（yyyymmdd）】_取込用世帯・
法人

例：0123456_20190401_取込用農地

0123456_20190401_取込用個人

0123456_20190401_取込用世帯・法人

5 Q&A集

Q1. アップロードした変換データに不備があった場合、再度のアップロードは可能であるか。

⇒A1. 全国農業会議所に再アップロード申請書を再度提出し、承認されますと再度のアップロード作業が可能となります。ただし、修正版のデータの用意については、変換業者と調整を行っていただく必要があります。

Q2. データの更新方法は洗い替えとなるのか。

⇒A2. 再アップロードでは、農地データについては履歴と紐づかなくなることを避けるため、洗い替えでなく「地番」(市町村コード、大字コード、小字コード、本番区分、本番、枝番区分、枝番、孫番区分、孫番、曾孫番区分、曾孫番、玄孫番区分、玄孫番、区分(※)の組み合わせ)が一致する筆に対して上書き更新を行います。農地データの更新、登録、削除は下記のパターンとなります。

※本システムでの「区分」は、農地台帳業務上の現況分割(筆の一部を貸借する場合など)を行った際の識別コードを意味します。

①再変換したデータ、各農業委員会等利用システムにも同じデータが存在する場合
→各農業委員会等利用システム上の農地データの履歴等を残したまま更新。

引き継がれる項目は「別紙 11_再アップロード前の情報を引き継ぐデータの一覧」を参照

②再変換したデータに含まれ、各農業委員会等利用システムに存在しない地番→新しいデータとして新規登録。

③再変換したデータになく、各農業委員会等利用システムに存在する地番→古いデータとして削除。

④「地番」の組み合わせが重複するデータ

→洗い替えで登録。

上記のとおり、再変換したデータに存在しない地番に関しては各農業委員会等利用システムから削除されるため、再変換データには管理するすべての農地データを含めてください。

なお、個人、農家・法人は洗い替えとして登録されます。

Q 3. アップロードしたデータは全て全国農地ナビで公開されるのか。

⇒A 3. 「3-1. 農地データの仕様等」の13) 各農業委員会等利用システムから格納システムへのフィルタについてのフィルタに加え、以下のa)からg)のいずれかの条件に当てはまる場合、格納システムから全国農地ナビへのデータの連携は行いません。

a) 当該農業委員会等の地域外の農地である場合

b) 公開停止フラグが「公開停止」である場合

c) 都計法が「市街化区域」である場合

d) 生産緑地化区分が「有」である場合

e) 状況調査結果が「設定無」または「遊休農地ではない」でありかつ

現況地目が「田」、「畑」、「樹園地」、「採草放牧地」、「農業用施設」以外である場合

f) 地図と紐付いていない場合

g) 重複地番の場合

Q 4. 政令指定都市の場合、区はどのように管理すればよいか。

⇒A 4. 管理方法は自治体の方針にて定義してください。ただし、本システムで扱っている「市町村コード」での管理は行えない旨は留意願います。「3-1. 農地データの仕様等」の4) 大字名の留意点にありますように、大字名に区名を追加し出力することにより、条件検索のときに区ごとにまとまり、検索結果が見やすくなります。

※「市町村コード」は区コードではなく市統一のコードを設定することが必須。

Q 5. 登記簿面積の内訳とは何を意味するか。

⇒A 5. 農地台帳業務においては、登記簿面積をその筆の正式な面積として取り扱いますが、現況分割等が行われた農地の場合、登記簿面積を集計した場合に二重で計上されてしまうことが考えられます。そのため、現況分割等が行われた筆については、「登記簿面積の内訳」に分割後の面積を設定いただき、これを集計するシステム仕様となります。

Q 6. 履歴は全て残るのか。また、申請・議案についてはどうなるのか。

⇒A 6. 再アップロードでは、履歴や過去の申請入力を行った情報、過去の利用状況調査情報や経営意向調査情報などの再アップロードの対象とならない情報をシステムに残したまま、農地データ、個人データ、農家・法人データを差し替えます。再アップロード前に運用していた情報はそのままシステムに残っておりますので、引き続きご利用いただけます。システムに残る情報と残らない情報については、【資料5】再アップロード前の情報を引き継ぐデータの一覧をご参照ください。